

業務委託契約書

件名 明石工業高等専門学校「学寮給食及び学生食堂・売店等」業務委託 一式

委託者 独立行政法人国立高等専門学校機構明石工業高等専門学校 契約担当役 事務部長 渡邊 悟司（以下「甲」という。）と受託者 （以下「乙」という。）は、明石工業高等専門学校学寮給食及び学生食堂・売店等業務を委託することに関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、明石工業高等専門学校学寮の適正かつ円滑なる運営を図るため、学生・教職員の福利厚生のため及び災害時に食料品等の供給を受けるため、次の業務を乙に委託する。

- 一 学寮給食業務
- 二 学生食堂及び売店業務
- 三 自動販売機管理業務
- 四 災害時における食料品等の供給協力に関する業務

第2条 乙は、委託を受けた業務の実施に当たり、食品衛生法（昭和22年法律第23号）その他関係法令等を遵守し、教育機関における学寮給食及び学生食堂・売店等業務であることを十分に認識し、その品位と秩序を乱すことなく誠実にこれを履行するものとする。

第3条 乙は、学寮給食及び学生食堂業務の実施については、食品衛生責任者を置かなければならない。

第4条 学寮給食業務の実施細目は、別に定めるところによる。

2 乙は、前項の実施についての定めを遵守するほか、校長又は校長の指名する職員の指示に従い、学寮給食業務を実施するものとする。

第5条 学生食堂及び売店業務並びに自動販売機管理業務（以下「食堂等業務」という。）の営業時間、休業日、代金の精算方法、供給品目及び価格は別紙「学生食堂・売店等提案書」により実施するものとする。

2 前項の規定を変更する必要がある場合は、甲乙間で協議しこれを変更することができる。

第6条 災害時における食料品等の供給協力に関する実施細目は、別に定めるところによる。

第7条 委託期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

第8条 乙は、学寮給食費として定めた金額を寮生から徴収するものとする。

第9条 学寮給食及び食堂等業務に要した電気料、水道料、電話料、ガス料等は乙の負担とする。

第10条 甲は、学寮給食及び食堂等業務に必要な施設及び設備、備品（以下「施設等

という。)として、別に定める施設等を乙に使用させるものとする。
(別紙1-1、1-2、1-3、2-1、2-2、2-3)

2 前項の財産貸付料は次のとおりとする。

- 一 学寮給食に必要な施設及び設備、備品の財産貸付料は免除する。
- 二 食堂等業務に必要な施設、設備の財産貸付料は免除する。ただし、備品の財産貸付料は甲が別途請求する金額を乙が支払うものとする。

第11条 甲は、学寮給食及び食堂等業務において必要な設備及び備品を乙が持ち込んで使用することを認める。

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって施設等を使用しなければならない。

2 施設等の維持、保全のため必要とする経費は甲の負担とする。ただし、軽微な費用(1件あたり税込み10,000円以下)はこの限りでない。

第13条 乙は、その責に帰すべき事由により施設等を滅失し、又は毀損した場合は、その損害を全額賠償しなければならない。

第14条 乙は、施設等を学寮給食及び食堂等業務以外に使用し、又は第三者に貸与してはならない。

2 乙は、自己の負担において施設等の修繕、模様替等をしようとするときは、甲の承認を受けなければならない。

第15条 乙は、本契約による学寮給食及び食堂等業務を第三者に実施させてはならない。

第16条 乙は、定期的に従業員に健康診断を受けさせなければならない。

第17条 乙は、その責に帰すべき事由により、喫食した者に対して食中毒又は伝染病等の被害を与えたときは、被害者に対してその損害を賠償しなければならない。

第18条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行せず、又は正当な理由なく校長等の指示に従わず、甲からの書面による催告から2週間が経過しても是正されないときは、本契約を解約することができる。

第19条 甲又は乙が自己の都合によりこの契約を解約しようとするときは、6ヶ月前までに相手方に申し出、その同意を得なければならない。

第20条 委託期間が満了したとき、又は前2条の規定によりこの契約が解約されたときは、乙は、施設等を原状に回復して返還(経年劣化、通常使用による損耗は除く)しなければならない。ただし、甲の承認を受けた場合はこの限りでない。

第21条 乙は、学寮給食及び食堂等業務の実施にあたって知り得た甲又は食堂及び売店を利用する者の秘密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用してはならない。また、本条項は、契約終了後も有効とする。

第22条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則によるものとする。

第 23 条 この契約に関する訴えの管轄は、明石工業高等専門学校所在地を管轄区域とする神戸地方裁判所とする。

第 24 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

平成 27 年 3 月 日

甲 明石市魚住町西岡 679-3
独立行政法人国立高等専門学校機構
明石工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 渡邊 悟 司

乙